

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年7月11日(火)

農林水産省第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 10:00～12:00

3 出席者

委 員 木平会長 浅野委員 有馬委員 飯塚委員 池淵委員
魚津委員 太田委員 海瀬委員 加倉井委員 倉沢委員
早坂委員 古河委員 恵委員 山根委員 横山委員
芳村委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 森林・林業基本計画の変更について

基本計画案

(2) 全国森林計画の変更について

全国森林計画変更案

(3) その他

午前 10時00分 開会

○飯高林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。委員の出欠状況でございますが、21名中、現在16名の方がお見えになっております。現在、岡島委員、浅野委員がまだご到着されておられません、追って見えるという連絡を受けてございます。したがって、当審議会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしてございます。

なお、お手元にペットボトルで、ミネラルウォーターをご用意させていただいておりますが、これは「森林と水」というPRに関しまして、都道府県のご協力によりまして、各メーカーから提供いただいたものでございます。ぜひご賞味いただきたいと思います。

また、農林水産省の7階の中央展示スペースというのがございます。講堂の前でございますが、そこにミネラルウォーターのペットボトルをはじめ「水源の森百選」、「森の水源涵養機能の働き」など「森林と水」に関するPRを行っておりますので、お帰りの際にはぜひお時間のおありの委員の方々、ご覧いただければ幸いと存じます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 皆さん、どうもおはようございます。

今日は委員並びに各府省の幹事の方々には、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官からご挨拶をお願いいたします。

○川村林野庁長官 おはようございます。林野庁長官でございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

前回は計画の要旨案と数値目標を中心にご議論いただいたわけでございます。多くの意見を賜ったところでございます。今回は基本計画の取りまとめのご議論をいただきたいと思いますと考えております。

林業をめぐる情勢は依然として厳しいわけでございますけれども、森林資源も充実しまして、本格的な利用期を迎えております。今後、この森林資源をどういう方向で整備していくのか、また、国産材の利用拡大の兆しが見られておりますので、これを本格的な流れにし、国産材の復活を目指すにはどうしたらいいのか、まさに林政の大きな転換期を迎えていると私ども認識をしております、まさにこの基本計画が今後の進むべき道すじを明らかにしていただけると思っております。そういう意味でも、大変期待といたしますか、お願いをしたい

と思っているところでございます。

それから、予算の関係では、先週末でございますけれども、いわゆる骨太の方針が閣議決定をみておりまして、この中で森林・林業につきましては、森林・林業基本計画を見直しまして、森林の整備保全、それから林業・木材産業の再生を推進するということが明記されておりますし、また、森林吸収源対策等の取り組みにつきましても加速化するということが、一段進んだ書き方になっております。また、違法伐採対策に取り組むこと、これも明記をされたところでございます。今後、こういった動きを踏まえまして、しっかり進んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

森林・林業基本計画の変更について、今回は新たな森林・林業基本計画の素案及び数値目標等についてご審議をいただいたわけです。

本日は森林・林業基本計画の案について、ご審議をいただきます。議事次第の基本計画案の内容について、まず事務局の方からご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 それでは資料の1－1、それから1－2につきましてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

これらの案は、前回お示しいたしました素案につきまして、各委員からいただいたご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントを行うに当たりまして、よりわかりやすく正確な表現となるように一部修正をいたしまして、本日ご審議をいただくようたたき台として準備したものでございます。

資料につきましては、1－1に要旨、1－2が本文、全文でございます。これらを準備いたしまして、前回からのご議論も具体的な話がございまして、今回はこの資料の1－2の全文によりご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページから2ページのまえがきの部分をご覧いただきたいと思います。

ここでは、次期基本計画の策定に当たっての基本的な考え方を整理をいたしております。我が国の森林、国民のニーズ、林業・木材産業に関する情勢変化と、地球温暖化防止対策等の国際的な動きを取り上げております。

こうした情勢変化の中で、「緑の社会資本」である森林の恩恵を後世の人々が享受できるようにしていくこと、林業の健全な発展が豊かで潤いのある国民生活の確保のために不可欠であ

ることといった認識を明らかにした上で、森林・林業基本法の理念を実現するために新たな基本計画を策定する必要性と、その際に政府はもとより関係者に期待する役割を明確にしながら施策を進めていくことの重要性を記述をいたしております。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。

ここから7ページまでは、第1として基本的な方針を掲げております。この基本方針におきましては、まず1で、新たな基本計画策定の必要性といたしまして、利用可能な資源が充実してきているということ、一方で、林業及び木材産業の構造改革の立ち遅れといったこれまでの動きを記述いたしまして、これらを踏まえて森林・林業に関する施策全般にわたる見直しを行い、効果的な施策の展開を進めていく必要があるというふうに整理をいたしております。

3ページの(1)利用可能な資源の充実をご覧いただきたいと思います。

前回お示しした素案では、間伐が十分に実施されないことだけでなく、伐採しても再造林が行われない状況が見られ、このような状況が続けば森林の荒廃が進行するといった文脈で記述をいたしておりましたが、鷺谷委員から伐採後の再造林につきましては、状況や発揮すべき機能によって判断するべきであり、再造林が行われないことが森林の荒廃に結びつくとするのは、意図が正確に伝わらないのではないかという旨のご指摘をいただきました。この点につきましては、鷺谷委員おっしゃるとおりでございまして、それを正確に表現するために、3ページの下から8行目あたりにございますけれども、森林の適正な整備及び保全がなされない状況が続けば森林の荒廃が進行し、将来にわたって国民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるというような表現に改めております。

次に、5ページの(4)林業及び木材産業の構造改革の立ち遅れの部分でございまして。

所有者の経営意欲の減退という表現につきましては海瀬委員から所有者は林業をやりたいとてできない現状である中、こうした表現は適切なのかというご指摘がございました。これにつきましては、近年の木材価格の下落等による林業採算性の悪化に加え、森林所有者の不在村化の進行等により、森林所有者の施業意欲が減退しているというふうに、経営意欲減退の原因を記述をいたしておりますので、この案文でいかがかというふうに考えております。

それから、5ページの下段から7ページのところでございまして。2の新たな基本計画策定に当たった基本的視点についてでございまして。

ここでは国民・消費者の視点の重視、環境保全への貢献、新たな動きを踏まえた林政の展開、この3つを掲げておりまして、これを踏まえて既存施策の見直しや、新たな施策の構築を行う必要がある旨記述をいたしております。

これらの項目につきましては、大きな変更等はございませんけれども、例えば6ページ上段の柱書きでございますが、素案では施策の必要性等について、単に関係者に周知を図る必要があるというふうにしていたわけでございますけれども、このところで、地方公共団体、森林所有者及び森林組合等の林業事業体といった関係者といった例示を入れるなど、わかりやすい表現となるように記述を修正をいたしております。

それから次に、8ページからでございます。8ページから25ページまでは、第2の森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標について記述した部分でございます。

ここでは、前回ご説明しましたように、まず目標達成に向けた取り組みの検証において、これまでの施策の検証を行っております。8ページの(1)の森林の有する多面的機能の発揮に関する検証につきましては、森林施業の形態、立地条件に応じた多様な施業の考え方が不明確であったことや、効率的な作業システムの導入が不十分であったこと等により、育成複層林への誘導の実績が目標に対して大きく下回るペースになっているということ、また、9ページの(2)林産物の供給及び利用に関する検証につきましては、林業生産活動が停滞し、品質性能の明確な製品の安定供給を求める事業者のニーズに対応できていなかったこと、最終消費者への働きかけが不十分であったこと等から、木材供給量が目標に対して低位となったことを記述をいたしております。

11ページでございます。

3森林の有する多面的機能の発揮に関する目標、この中の(1)目標の意義についてでございます。

素案では、重視すべき機能と、それに応じた望ましい森林の姿との記述をしておりましたが、岡田委員から森林の3区分ごとの望ましい姿について、望ましい姿でなく重視すべき機能が記述されており、再整理が必要ではないかのご指摘をいただきました。これにつきましては、重視すべき機能に応じた望ましい姿を示すことが本来の考え方であるため、その旨記述を改めしております。

それから13ページの②森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方におきましては、素案と同様に施業コストの低減や、より高齢級の森林の伐採、効率的な作業システムの必要性について記述いたしております。

そして15ページの(4)森林の有する多面的機能の発揮に向けて、重点的に取り組むべき事項においても素案と同様に、国民のニーズに応じた森林への誘導として、施業コストの縮減を

徹底し、100年先を見通して広葉樹林等の森林への誘導に向けた取り組みを本格的に推進すること、これは16ページにもう既に入っておりますけれども。それから、②としまして、京都議定書の目標の達成として、各般の取り組みも政府一体で推進すること、16ページの③でありますけれども、国民の安全・安心の確保のための治山対策の展開として、流域保全や減災対策といった新しい視点から推進すること、④としまして、優れた自然環境の維持・保存として、原生的な天然生林などの森林について、国民のニーズにもこたえながら維持・保存していくこと、⑤といたしまして、松くい虫や野生鳥獣による森林被害対策の推進として、被害地域の拡大傾向を踏まえた対策を推進すること、それから⑥ですが、森林を支える山村の活性化として都市住民のニーズを踏まえた定住を促進すること、⑦ですが、国民参加の森林づくりとして、従来のNPOによる活動の促進に加え、企業による森林づくり等を推進することといったことを具体的に掲げております。

なお、17ページの⑤のところで、松くい虫等の森林病虫害と野生鳥獣による森林被害対策の推進につきまして、前回、海瀬委員から、鳥が林業に被害を与えるものなのかというご指摘をいただきました。これにつきまして、カワウとか、それからカラスはタケノコに対する被害を及ぼしておりますけれども、カラス、それからウソといった鳥によります枝折り、それからふんによる害、食害といった森林への被害が事実発生しておりますので、その対策が必要である旨この用語として鳥という言葉を入れさせていただいております。

それから19ページには、前回ご議論いただきました数値目標を記載しております。

これに関しましては、育成複層林の概念をわかりやすく整理すべきではないかとの鷲谷委員のご指摘を受けまして、20ページの注の3と4でございます。ここに育成単層林、育成複層林及び天然生林のそれぞれにおいて行われる施業の内容や、それから誘導の基本的な考え方、これを記述をいたしております。その中で、育成複層林につきましては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為による複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持していく施業とし、さらに注書きにおきましては、人為とは植栽のみならず、天然下種更新のための地表のかきおこし等の更新補助も含むことを記述をいたしております。

それから21ページは、4 林産物の供給及び利用に関する目標でございます。

このうち、22ページの（3）林産物の供給及び利用に向けて重点的に取り組むべき事項につきましては、木材の安定供給体制の整備として、品質性能の明確な製品を大量、安定的かつ低コストで供給していく必要がある中、意欲ある事業者への施業の集約化を推進すること、それから2つ目でございますが、木材産業の競争力の強化として、国際競争に十分耐え得るよう木

材の総合的利用を図りつつ、製材・加工の大規模化を進めるとともに、消費者ニーズに対応した高付加価値製品等の開発を推進すること、③でございますが、消費者重視の新たな市場形成と拡大としまして、企業や消費者等のターゲットに応じまして、普及を戦略的に行うことや、関係府省、地方公共団体等が連携して公共部門における木材利用を推進すること、さらに木材輸出、バイオマス利用を推進することなどを具体的に掲げております。

このうち、公共部門における木材利用の推進に関しましては、恵委員と山根委員からいただきました、政府の責務として関係省庁が木材利用に積極的に取り組んでいくことをしっかり記述すべきとの御指摘を踏まえたものにいたしてございます。

それから、24ページ、前回ご議論いただいた数値目標を記載しております。

25ページには、関係者の役割といたしまして、素案と同様、政府の責務だけではなく地方公共団体、森林所有者、森林組合、林業事業体、木材関係者、企業、NPO、一般国民など、さまざまな関係者に期待する役割を記述をいたしております。

次に、26ページをご覧くださいと思います。ここから40ページまでは、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を記述した部分でございます。

前回ご説明いたしましたように、森林・林業基本法の構成に従い、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策及び林産物の供給及び利用に関する施策に区分いたしまして、先ほどの重点的に取り組むべき事項に基づき、個々の施策の方向性を記述をいたしております。森林の有する多面的機能の発揮に関する施策につきましては、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備、国土の保全等の推進、技術の開発及び普及、森林を支える山村の活性化、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国際的な協調及び貢献という項目立てといたしております。

また、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策につきましては、望ましい林業構造の確立、林業労働に関する施策、林業生産組織の活動の促進、林業災害による損失の補てんという項目立てといたしております。さらに、林産物の供給及び利用に関する施策につきましては、木材の安定供給体制の整備、木材産業の競争力の強化、消費者重視の新たな市場形成と拡大という項目立てといたしております。

そして、以上の3つの柱を横断する形で国有林野の管理及び経営に関する施策と団体の再編整備に関する施策を掲げております。

それでは、これらの施策に関しまして、前回のご指摘を踏まえた考え方についてご説明いたします。

林業の持続的かつ健全な発展に関する施策についてでございます。

まず、これにつきまして、林業経営体、森林経営、林業事業体、それから林業生産組織の用語について、どのように使い分けているのかという岡田委員からのご指摘がございました。33ページの下から3行目をご覧いただきたいと思いますが、ここでは効率的かつ安定的な林業経営の説明をしているわけでございますけれども、林業経営を行う主体として、括弧内に林業経営体と林業事業体の2つがあるということで、区分をいたしております。

林業経営体といいますのは、自ら所有する森林あるいは土地に対する権限を持って森林で経営を行うものでございまして、その旨明確になりますように「林家等」という例示をつけ加えております。

また、林業事業体は、主に施業の受託や立木の購入等により経営を行う森林組合や素材生産業者でございまして、計画案上では森林組合等の林業事業体というふうに整理をいたしております。

それからまた、林業生産組織という用語もございました。これは36ページの（3）で林業生産組織の活動の促進というタイトルがございます。ここでは、委託により施業または経営を行う組織をいうことにいたしております。これは森林・林業基本法上の用語をそのまま使って、基本計画に当てはめてございます。経営意欲の低下した森林所有者の施業を受託をして、地域の森林を守っていく、そういう活動が非常に重要だということで、森林・林業基本法上も位置づけられた部分がございますが、それをこの基本計画の中でも、林業生産組織ということ言い表して示しておるわけでございます。

このほか、森林経営という用語も、この計画の中では使っております。一般的には、持続可能な森林経営という言い方で、一連の用語として用いておるわけでございますが、森林・林業白書等でも用いているものでございます。計画案でも数カ所記述がございます。意味するところは、最初に1ページでございますけれども、持続可能な森林経営というものの重要性を含めてまえがきの部分でその意味を整理をいたしております。

それから、36ページをご覧いただきたいと思います。

林産物の供給及び利用に関する施策についてでございます。これにつきましても岡田委員からニーズに応えた大規模で安定的な木材供給だけでなく、木材をトータルで使っていくことが重要であり、そのための項目を設けて記述するべきではないかというご指摘がございました。

37ページの（2）の①の製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中の部分におきまして、林地残材や製材工場残材の発生を最小限にとどめ、生産された木材の元玉から末木までを

総合的に利用するシステムを構築し、木材の有効利用を一層推進するという旨記述をいたしております。

これは製材・加工の大規模化を進める中で、利用先が確保されないために残材となる資材を発生させないために、木材をトータルで活用する取り組みが必要であることから、この項目の中で記述をいたしております。

なお、これは計画案全体を通して言えることでございますけれども、今回は新たな方向のもので、何に力を入れて推進していくのかということがわかりやすくなるように、重点的に取り組むべき事項として掲げたものにつきまして、新たに講じていくべき施策を中心に、極力絞り込んで項目立てをしたいと考えております。

それから、同じく37ページをご覧いただきたいと思います。

木材産業につきまして、大企業だけでなく中小規模の企業も支援すべきではないかとの山根委員のご指摘につきまして、②のところで消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化におきまして、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域の関係者が一体となった「顔の見える木材の家づくり」の取り組みが重要である旨記述するとともに、消費者のニーズに対応した製品開発といったところを、あるいは供給販売戦略の強化・推進ということを掲げておりまして、こういった点におきまして、中小規模の事業者においても取り組みが重要ではないかというふうになるのではないかと考えております。

また、搬出されず切り捨てとなっている間伐材の利用を進めるためのサポートが必要ではないかとの木平会長からのご指摘につきましては、同じく37ページの②におきまして間伐材を利用した家具や机、土木資材や内装といった新たな用途を開拓することに力を入れることとし、消費者ニーズに対応した製品開発とともに、間伐材の用途開拓にも取り組む旨記述をいたしております。

加えて、38ページの③木質バイオマスの総合利用の推進につきましては、木材生産システムとも連携した安定的かつ効率的な生産・搬出や流通体制の構築による間伐材を含む未利用材をバイオマス発電、ペレットボイラー、木質ボード等の原料へ利活用する取り組みについて記述をいたしております。

次に、39ページをご覧いただきたいと思います。

国有林の部分でございますけれども、前回、加倉井委員から国有林は約9割が保安林であるといえども国の林業全体の見本となるものであり、木材の安定供給への貢献だけでなく、もっと幅広く、前向きな記述を行うべきとのご指摘をいただきました。これを踏まえまして、国土

保全や水源の涵養等の観点から、重要な役割を果たしている国有林野につきまして、その特性を生かしつつ民有林の関係者と連携して流域全体の視点に立った保安林の、真ん中より下ぐらいのところでございますけれども、保安林の配置や治山事業の展開による国土の保全の推進、低コスト・高効率の作業システムの整備や、フィールドを活用した研修の実施、3つ目のポツでございますが、原木の安定供給体制の整備のほか、民有林からの供給が期待し難い樹種などの持続的な供給、それから4つ目のポツといたしまして、都道府県等が行う森林環境教育を支援するためのフィールドの提供や指導者の派遣といったことを推進していくことを記述をいたしております。

また、生物多様性の保全のための緑の回廊の設定の推進や、貴重な野生動植物や保護林の状況の的確な把握に加えまして、国民の皆さんに国有林野を積極的に利用していただけるよう企業や学校へのフィールドの提供、NPOとの連携の自然再生の推進等に取り組んでいくことを記述をいたしております。

一番最後に、41ページでございます。

森林・林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項につきましては、ここは大きな修正はございませんが、この計画に基づく施策の計画的な推進のためには、工程管理が重要でありますので、一番目の表題を施策の工程管理と評価というふうにいたしております。

以上、駆け足で恐縮でございますけれども、計画案につきまして、前回からのご指摘も踏まえた変更点を中心にご説明させていただきました。

○木平会長 どうもありがとうございました。

前回での委員からのご指摘、ご意見について、それを本文の方にどのように組み入れたかということと、全体の流れをもう一度おさらいをしていただいたわけです。

この基本計画については、1月に始まりまして、最初は情勢の変化、検討の視点から始まりまして、これまでの施策の効果の評価ということをやってまいりました。

それから、主要な検討事項、施策の考え方等について検討し、5月にはヒアリングあるいは現地視察というものを重ねてきたわけです。そして、6月の初めには基本計画の骨子案、それから目標の考え方を検討しまして、前回にいたりまして、基本計画の素案、数値目標等について検討してまいりました。

そして、今日、基本計画案について、事実上、ほぼ最終的な検討の機会だということで、この計画案について皆様の方からご意見あるいはご質問、率直なものをいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○魚津委員 方針というか、方向はそれでいいと思うんですが、ちょっと読んできまして、少しふと思ったところ、感想みたいなことを申し上げます。

路網の整備につきましては現地研修もさせていただきまして、必要性は十分わかっているんです。13ページです。ここに望ましい林道の延長の目安は26万キロメートルとなる。この前もお聞きしたときに、現在は約13万キロメートルをやっておられると。何かここに漠然と26万と出てくるのはゼロから26なのかなという気はしますので、一考されてもいいのではないかなと思います。

それから、16ページと17ページに減災という言葉が出てくるんですね。減る災いという字を書くんです。2回出てきます。「ゲンサイ」というのは借金を返すというのがゲンサイではないかなと。そんなことで、ちょっと辞書を繰りましたら、なかなか出てこないんですね、どこからお持ちになったか知りませんが。そうであるとすれば、わかりやすく言えば災害を減らすという言葉が読みやすいのではないかなと思ってきました。

それから、21ページの真ん中ごろから目標の定め方ということがあるんですが、その4行ほど下ですかね。そこに言葉としてこれでいいのかなと思いながら言わせていただきますが、「今後の需要動向を見通しつつ」とか、「明らかにして」とか、「適正にされ」とか、こういう言葉がいっぱい出てくるような気がするんで、これでもいいのかなと思ったりしながら発言をしております。

それから、全体の話でございしますが、白書のときには、当然、このような中の言葉の用語の解説が記載されていたような気がしますので、この基本計画につきましてでも、そういう用語の記載をされてもいいのかなと思ったり。駄弁ではありますが、以上であります。

○木平会長 ありがとうございます。

林道の26万kmということについては、目標値の方からご説明を林野の方からお願いしたいと思います。

ただ、減災という言葉は、一部専門家の世界では使っている人が最近多くなったんですけども、まだ一般的にはちょっとなじみのない新しい言葉だと、こんなように感じます。

また、表現の問題、それから解説の必要性についてのご指摘だと思います。林道の問題について、最初にお答えいただければと思います。

○岡田企画課長 お答えします。

6月26日に路網整備の考え方でご説明いたしたわけでございますけれども、この中におきま

して、望ましい林道の延長26万キロメートル、現況の延長が、平成16年度末で13万キロメートルであるということをご説明させていただきました。こういう現状の中で、林道としての整備の必要性、それからどのような方向性、どのような重点化を進めながら路網整備を進めていくのかということについてもご説明させていただきまして、その中では、施業タイプに応じた、基本的な林内路網密度ということも、かなり細かくお示しをさせていただいたわけでございます。

○魚津委員 私が言っているのは、前もって知っているから私もわかるんですよ。だけど、これを見た人がゼロから26万という、とても大きいなというイメージをお持ちになるのではないかと。そうであるとすれば、余り言葉としては好きではないかも知らんけど、括弧とじでこんなことをやっているよと。将来は26万kmに向かっているよとか、そういう表現の仕方ですよ、課長さん。

○岡田企画課長 ご趣旨はわかりましたので、どういうふうに表現すれば、全くゼロから初めているようにとられないようにというご指摘だと思いますので……

○魚津委員 そういう意味です。

○岡田企画課長 わかりましたのでよく検討させていただきます。

○木平会長 ありがとうございます。

用語の解説の必要性についてはいかがでしょうか、ほかの委員の方。確かに白書の方では、最近用語解説ということをおまじつて、それは好評なんですけれども、ただ、基本計画というところに、それが解説がぴったりするかどうか、ちょっとほかの方のご意見もいただきたいと思います。

○早坂委員 30ページなんですけれども、⑤の野生鳥獣の生態動向にというところの、「シカ等の」の、ずっといきまして、下層植生の食害による土壌の流出という言葉があるんですけれども、これはちょっと表現が違うかなと思いました。これを載せるんだとしますと、下層植生の食害による生態系への影響と、あとシカ道による土壌の流出とか、そういう言葉になるのではないのでしょうか。

といいますのは、先週、知床に行ってきました、たくさんシカの食害を見てまいりまして、説明もちょっと聞いてきているので、ここの文章、ちょっと確かめていただきたいなと思いました。

○木平会長 では、早坂委員の方へちょっと飛びますけれども、シカによって下層……

○早坂委員 これ読みますと、ちょっと表現がおかしいのではないかと。食害などによる土壌

の流出ではなくて、食害によるものが生態系への影響だとか、土壌の流出というのが、シカが歩くことによって、そこにシカ道がつくって、どんどんそこから崩れていくと、そういう現地の説明を受けてきましたんで、その言葉の言い回しだけ、ちょっと変えていただければと思います。

下層植生の食害によって土壌の流出があるだけではないと思います。

○木平会長 それはケース、ケースなんですけれども、人工林の中では、下層植生がまずシカによってなくなると。そうすると、裸の土地ができると。そして、そこに雨が降って流れると。そういう面的な土壌の流出の問題と、それからシカが歩くことによって土が流れると。

○早坂委員 両方入れてもらえるといいんですけれども、これだけだとちょっと。

○木平会長 ではその辺、ご検討をお願いいたします。

先ほどの用語解説の提案なんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○魚津委員 任せますよ。

○木平会長 では、解説のことについて、もうちょっと意見があれば。

○恵委員 森林関係のプロではない人たちにパブリックコメントを求めて、意見をもらう上ではできれば解説を、パブリックコメントの際には親切に入れた方がいいと思います。

○木平会長 それでは、この点については事務局の方で検討いただくということでお任せいたします。

○恵委員 それで、19ページの表の1の目標の数値のところ、これが下から3個、このところには単位が入っているんですけれども、上の3つの水土保持林等々には単位が、入れるところですね。概要版の方もこちら両方とも入れていただければ。これは万ヘクタール、入れてください。

それと、先ほど魚津委員からご指摘があった路網の件ですが、路網の目標に対して林業家の速水さんからタベ電話がかかってきて、今、想定している路網の密度はかなり密度として高いねということを言っておられて、場所による平均値かと思うんですが、これを実際の面積で、ヘクタール当たり50メートルと、これはどこかに書いてあったと思うんですけれども、場所によっては自分のところでさえ17、8メートルなので、これをどんどん入れていくと山の方が自然回復したりするのに、どんな具合かなというのを、ちょっと言われまして、私はちょっとわからないので専門家に聞いてみますがということで、いわゆる林業という立場で積極的に間伐を進めて、山を一回元気にするということと、その林道が最終的にはまた自然回復に対して果たす役割とのバランスといいますか、そのあたりのきちんとした考え方は、裏づけを持ってや

っていくといいのではないかなという意見がありましたので、もしかしたらパブリックコメントをすると、そういうことがコメントの中に出てくるかもしれないですね。そういう意味である期間、きちっと施業していく上で必要な林道の、路網の整備とか、そういう言い方をきっちりしていったら、それがその既存の道として残っていく上で、自然界の斜面の方はどうなっていくのだという質問に対して、林業者から出てきたものですから、その辺はどこかで説明が必要とお考えでしょうか、どうでしょうか。

○木平会長 それでは、路網の目標の説明の仕方ですね。これはこういう大きな計画ですから、平均値という出し方なんですけれども、当然、森林の扱い、あるいは目的によって路網の目指す長さはかなり異なっているというのが現状だと思います。

この点、いかがでしょうか、路網の。

○沼田計画課長 路網の関係でございますけれども、大きくとらえますと基本的には、育成林が中心になるわけですが、やはり人が管理をするべき森林というのはかなりあるわけでございます。こうした森林については、基本的には林道から500メートルぐらい、この500メートルというのは徒歩で片道30分はかかる距離なんでございますけれども、そういった範囲の中に、やはり路網を配置していきましようというのが基本的な考えでございます。

そういった中で、さらに実際に施業をやるような場合、例えば複層林みたいに、どちらかというと集約的な取り扱いをやるというような場合に、効率的な作業を確保するためにもっと作業道なり作業路を入れていきましようという考え方に立っておりまして、先ほど出ましたヘクタール当たり50メートルと申しますのは、そういった、例えば育成複層林施業をきちんとやるためには、作業効率の観点からすると、そのぐらいの密度は必要なのではないかと考えているところでございます。

それで、今、速水さんのお話も出た中で17、8メートルというお話もございました。多分速水さんのところに入っている林道がそのぐらいの密度なのではないかなというふうには思っておりますけれども、一般的には、例えば公道いわゆる一般道でありますとか林道を合わせまして、今のところ、全国の平均が、ヘクタール当たり13メートルぐらいとなっておりますので、速水さんのところは、それよりはもう少し高目に入っているのではないかなと思っております。

あとは、森林所有者の方、森林経営をされる方が、実際に作業をするに当たってどういった作業道を林道からさらに奥に入れていくかにかんしては、やはり私どもとしては作業効率の面からマクロ的に考えれば、先ほどのような密度が必要なのではないかと考えておりますが、そこはそれぞれの森林所有者の方のご判断もあるのではないかと考えております。ただ、速水さ

んご自身は、作業道自体は、普通に入れていらっしゃるところではないかなというふうには感じております。

以上でございます。

○木平会長 それでは山根委員、どうぞ。

○山根委員 36ページから37ページに関してですが、37ページの②の方、よく整理いただいているなと思っておりますが、前からずっと気になっておるところなんです、大手住宅メーカー等の大規模需要者へのという①に書かれておるところですね。製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中という視点。あるいは36ページの（１）の安定供給体制の整備という点なんですけれども、その大切な点は、製材の大規模化あるいは中規模化は非常に重要だと思います。各地にそういうものがないと、安定した商品が出てこないということです。それはどこへ出てこればいいかというと、１つは、プレカット加工という、いわゆる木材はそのところが１つの加工場になっておるわけですね。それは大規模化しておるわけです。どんどん大規模化していますし、これは放っておいても大規模化すると。そういうところへ流れてくる商品が安定していないと、そこで扱われないということですし、その加工業者とすると、消費者へ向いておりますので、ちゃんとした商品が来ない限りは扱わないということにもなりますし、出す商品がきちっとしたものを出すと。それは大手住宅メーカーへも出すし、小規模へも出すと。それは消費者へ向いておるからであるということになっておりますので、その製材の大・中規模化の支援ということは非常に重要だと思いますが、大手住宅メーカーへのという視点が大きい気になるところでございます。

以前からこの点において、たくさんの需要があるということによる国産材の活用という視点をにらまれておることは理解できるんですけれども、大手住宅メーカーという感覚は要らないと思います。消費者への安定供給の視点があればいいのではないかなというようにも思いますが。

○木平会長 ありがとうございます。

何か林野庁の方からコメントあれば。

○岡田企画課長 今回の大手住宅メーカーという例示は、直接木材の供給の相手方、最終的には消費者の方に届くということでございますけれども、消費者の方に売っておるのは、結局はやはり住宅メーカーさんでありますから、そこへのニーズにどうこたえられるかということが、国産材の利用拡大の上で大変重要だというふうに考えておりまして、そのために、この部分では大手住宅メーカー等の大規模需要者ということ为例示して、そこにどうやって安定的に供給していくかと。結果的には安定した供給ができることによりまして、消費者のニーズをとらえ

た形で、要するに消費者のニーズをとらえた形で大手の住宅メーカーさんがあるわけであり
ますから、そこへの供給ができると。それで国産材が使われると、こういう流れにしていきたい
ということで、今回、こう書かせていただいたということでございます。

それから、中・小規模のお話につきましては、やはり最初申し上げましたとおり、製品開発
などそれぞれの工夫、あるいは「顔の見える木材での家づくり」といったさまざまな創意工夫
の取り組みの中でも、中・小の方々の需要が、国産材の利用の担い手になり得るということも
念頭に置いた記述を②の方にも挿入という整理にさせていただいております。

○太田委員 最後だと思いますので、少し全体を読ませていただきました。少しコメントと、
あるいは私の要望とかを少し言わせていただきますけれども、必ずしも専門でない部分もあり
ますので、この後、委員の先生方、それは違っているということでしたらご発言いただければ
ありがたいと思います。

それから、少しコメントを幾つかしますので、課題としてお聞きいただければというふうに
思います。

まず一番最初は、21ページでございます。

21ページの一番最初のところ、林産物の供給及び利用に関する目標ということですが、最初
の4行の文章、森林整備が行われることを通じて、木材が供給される中で、この木材に対する
需要が確保され、適切に利用されることにより、林業の持続的かつ健全な発展が得られる。こ
れにより、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、森林の有する多面的機能の発揮が
確保されるということで、多面的機能の発揮が確保されるが2回出てきて、私には読みにくか
ったんですけれども、ここは新しい法律あるいは基本で木材生産か公益的機能かではなくて、
多面的機能の中で木材生産が最も重要という形で全部言っている基本になりますので、国民の
目から見ると、行われることを通じて木材も供給される中で、この木材に対する需要が確保、
適切に管理されることにより、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の長期的
かつ健全な発展が図られる。このようにということで、ちょっと後の方の多面的機能発揮が確
保されるというところで、ぐるぐる回っているような気がするんですが、基本的に木材の生産
と多面的機能の関係を、やはり新法に基づいてきちっと定義された方がいいかなというふうに
感じました。

それから、2番目ですが、これは提案ですが、1ページに戻りますけれども、まえがきのと
ころの第3パラグラフですか、「我が国の森林の多くは未だ間伐等の施業が必要な育成段階に
あるが」ということですが、すべて森林で言うておりますけれども、最小限の部分は、例えば

人工林という言葉がそろそろ使って、森林全体の人工林を少し、最小限でいいんですけれども、分けたらどうかと思うんですね。みんなにわかりやすいのは、「我が国の人工林の多くは未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが50年生以上の齢級の森林が」これは森林でもいいかもしれないんですが、最低限、そういう人工林という言葉も入れてもいいのではないかな。

それが、その次の、例えば3ページの下の方にありますが、先ほど鷺谷先生の関連で変えられたというところですが、「森林の荒廃が進行し」と書いてあるんですが、例えばここに人工林の荒廃、人工林以外の森林も荒廃しているんですが、この文脈からは特に人工林以外の森林が荒廃しとか、それから、大変飛びますけれども、15ページの下から4行目ぐらいにある、このあたりは「高齢級の」と書いても、むしろ人工林。あるいはその前の若齢級の人工林。

さらには26ページの(1)の1行目、このあたりの高齢級はむしろ人工林。何か人工林という言葉がある程度入れることにして、わかりやすくしてもいいのではないかなという感じが、ちょっといたします。

それから3番目ですけれども、これは提案ですけれども、18ページぐらいだろうと思います。先ほどから話が出ておりますが、41ページの3にも書いてあるということで、課長がご説明いたしましたけれども、私はやはり総合的な広報活動の推進というのを、項目を挙げてもらって、18ページの後ろにつけてもよろしいのかなと思います。

それはどういう意味かといいますと、炭素税の方の環境税の推進、あるいは公的な森林整備の必要性あるいは木材利用の現状を打破するため、あるいはその温暖化防止に対する木材利用の意義、木の文化の意義を伝えて「木づかい運動」をもっと進化させていくため、そういうためにはもう一步進んだ森林情報、理論を提供する必要があるのではないかな、あるいは、生物多様性保全の意味をもっと伝える、あるいは消費者に対して、例えば森林認証制度の普及、啓発をもっと、違法伐採への対応も伝えていく。さらには、新しい水源涵養機能等新しい知識や技術の普及、さらに治山のソフト対策の推進、あるいはここまではここでやるかどうかわかりませんが、新しい施策の普及、場合によっては技術情報まで、そんなものを総合的に、やはり情報を提供していくシステムの整備、あるいは森林情報の組織的な公開、こういうものに対して、森林に対する総合的な情報提供組織の整備、そういうものを持って基本情報とか中央の情報とか、地域の森林情報とか、そういうものを1つは国民、メディア、企業、学校あるいは国会議員、あるいはこれから中心になっていく市町村関係、あるいはもう既にいろいろなところでやっていますが森林関係技術者、関係者、いろいろな広報があるんですが、全体にいろいろなところで広報が必要と書いていますけれども、もう少し深い情報、森林の内容の普及、

そういうものがあってもいいのではないかと、こういうふうに感じております。

その3点なんですけれども、あとは課題だけちょっと感じましたので、非常に短い時間ですが、さっさといきますので、もしおかしいと思えばお願いしたいと思います。

まず1ページ、真ん中あたりですが、「しかしながら、森林の有する多面的機能の発揮を支える林業生産活動は総じて」とありますけれども、やはり林業生産活動だけではないので、「中心的に支える林業生産活動は総じて」というのはどうか。

次に、4ページ上から3行目ぐらいですが、京都議定書に関連する関係審議会の会議というのが先週あったんですけれども、その辺りの感じを考えますと、国際社会における我が国の責務を果たし、地球環境問題解決に対する我が国のイニシアチブを確保するためにも、京都議定書目標を達成することが強く求められ、そのためにも我が国も森林の整備等の推進は急務になっているという形で、もう少し強くしてはどうかということです。

それから、課題だけいきますけれども、6ページの国民の視点の重視、先ほど山根委員が言われたことなんです、37ページの中に書いてあるんですが、6ページあたりとか22ページあたりもそういうものがあってもいいのではないかと。

それから、6ページの一番下ですが、「多段階にわたり有効に利用すること」とあるんですが、これは22ページの8行目に書いてあるんですが、長期的かつ多段階にわたり、長期的にと使うということが重要なのではないかとということでございます。

それから9ページ、④の中ですが、成長量が低下しているというんですが、極めて低下しているというよりも、やや低下しているぐらいではないかというふうに感じます。

それから12ページの一番下、この水土保持林の次ですが、森林と人との共生ですが、やはりこれは生物多様性、保全機能と、それから生活環境保全、あるいは保健文化機能を重視することではないでしょうか。12ページに全体にわたって二酸化炭素の吸収と生物多様性の保全と書いてありますが、やはりこの森林と人との共生林には、生物多様性保全の部分が入っているのではないかと思います。

それから、12ページの下（3）の①ですが、能力は「水を蓄える土壌中のすき間」、これは私の専門なんですけれども、これは蓄えるというのは大きなすき間でやるわけではないので、これは「水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成され」、あるいは「保水能力が優れた」ということだろうと思います。

その次、常にいつもこういう言葉で出てくるんですが、そのすぐ下ですが、「学術的に貴重な動植物の生息」と書いてありますけれども、これ、学術的に貴重、そのとおりなんですけれ

ども、やはりもっとその前に、生物多様性保全とかで貴重だというようなことが入ってもいいのではないかということです。

それから、21ページの、先ほど話をしたところの下なんですけど、したがってのあたりなんですけど、これはやはり外国産材の輸入の動向みたいなところは考えなくてもいいのかということ、どうしてもやはり気になっております。そのあたりは後の方の問題にも関係するんですけども、そのあたりがちょっと感じられます。

それから29ページですけれども、この治山事業の推進のところなんですけれども、私はこの「山地災害の発生の危険性が高い地域の的確な把握」、これはいいんですけれども、それで、ある場所は集中的に治山で拠点の集落を守るというようなことを、現実的には砂防事業と地域を分けて対応しているというところがありますので、そういう拠点の集落に対する治山事業は、むしろかなり重点的にきちっとカバーしていく必要があるのではないかとということで、どういう言葉かわかりませんが、より効果的な事業展開を図るため、拠点集落に対する治山事業の重点的な推進及び流域保全の観点から云々というのはどうだろうか。

それから30ページになりますが、このページで3つほど提案といいますか、関連することをコメントさせていただきます。

まず、野生鳥獣の部分の⑤ですね。ここは、例えば各府省庁というんですか、環境省ですね。そういうところとの連携の話は書かなくていいのか。

それから、その下の技術開発のところなんですけど、森林・林業に係る技術教育の推進あるいはその支援というところが後の34ページにも出てきますが、34ページには高校生に対する教育と出ていますが、大学生、高校生という方がいいと思うんですけれども、そういうところ。

それからさらに、技術士制度を推進するような話はここにはなくていいのかという、ちょっと3点、このページでしてみたいと思います。

あと33ページ、違法伐採対策の推進のところですが、このあたりはほかも含めて、例えば各種認証制度の推進に対する支援というようなことは関係しなくてもいいのかというようなことでございます。

大変たくさん話をしてしまいましたので、コメントはちょっと無理だろうと思いますけれども、そんな課題を感じております。

最後に、やはり林業あるいは木材を使ってもらうこと全体を含めて、やはり新しい考え方、あるいはもっと深い森林に対する考え方というのを、どうしても広めていくことが必要だと思います。

いますので、その方法といいますか、そういうのを組織的にやるということが、森林という部分は国民に対して特に重要ではないかというふうに思っております。

ちょっと時間を多くとらせて申しわけありませんが、全体としてそういう感じをしております。

○木平会長 ありがとうございます。

あとでまとめたいと思いますけれども、いろいろ用語、表現の問題から、それから内容に対してのご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは山根委員、どうぞ。

○山根委員 36ページから37ページのところをもう一度、念押しと思うんですが、「大規模需要のニーズに対応するためには、品質及び性能の明確な製品を大量、安定的かつ低コストで供給していくことが重要である」と。本当は品質及び性能の明確な製品が安定的かつタイムリーに低コストで多量に供給される体制がなかったからこそ今日があるよと。そういう意味で、こっちが先なんですね。とにかく品質及び性能の明確な製品ということをつくっていく体制、そのために大規模にしていく、それは必要なことであります。

そういう面で、そのニーズに対応するために、大規模需要のニーズという話が、大手住宅メーカー等の大規模需要と、こう結びついてきますから違和感があるんですね。そうでなくて、いい製品ができてくる体制ができれば、おのずと消費が広がってくるということになろうと思うんですね。それで今までの林業、製材業にネックがあったと。そこを見てこうされておるところだろうと思うんですが、ちょっとひっくり返っておるのではないですかね。その点、もう一回言っておきます。

○木平会長 ありがとうございます。

多分、事務局の方でもご指摘のような事実を認識しながら書いていると思うんですけれども、表現がいま一つという感じ、ご指摘のことになると思います。

それでは、それ以外のことで。

どうぞ。

○早坂委員 同じく37ページの(3)の①、この書き方なんですけれども、「木材とりわけ国産材」というのがここの項目で3回出てきていたんですけれども、どうしてもこの「木材とりわけ」というのを前に入れなくてはいけないものなのかどうか。できれば取ることは可能ではないでしょうか。

○木平会長 ご趣旨はどういうことですか。

○早坂委員 この場合は、国産材ということで統一できないかどうかと。わざわざ「木材とりわけ国産材」と入れたところの趣旨をお聞きしたかったんです。

○木平会長 ストレートに国産材と言った方がわかりやすいということですね。

○早坂委員 はい、そうです。3回出てきています。

○木平会長 これは表現の問題でして、これは国産材だけではないと。外材も含めてと。

○早坂委員 わかるんですけども、ここでは国産材と強く言ってほしいと思ったんです。

○木平会長 ご意見として伺います。

ほか、いかがでしょうか。

鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 主要なことでは論が尽くされていると思うんですけども、少しマイナーかもしれませんが、気がついたことがあります。

この計画というのは、新しい見方とか考え方に基づく新規性が高いものだと思いますので普及啓発活動に関しても、それに対応した新しいものであるべきだと思うんですが、32ページの①の企業等による森林づくり活動の促進の一番下のところに、全国植樹祭等国土緑化運動による普及啓発活動を実施するという、やや従来型でクラシカルなことが強調されているんですけども、この新しい計画に対応させるのでしたら、こういう例示があっても悪くはないと思いますけれども、多様な天然林の整備に向けた普及啓発活動という言葉の方がふさわしいのではないかと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 私自身も、ちょっと結論が出ない状態で発言させていただくんですけども、32ページの②のところの中央部分に、森林セラピーといった、この概要版にはもちろん入っているんですけども、という言葉が明確にお出しになっていらっしゃるんですけども、この森林セラピーという言葉自体が、いわゆる認知といいますか、例えばユニバーサルデザインのように、日本以外のところとか林野庁以外のところに認知された言葉ではなくて、例えばセラピーということの使い方というのは極めて、ここの中ではファジーな使い方を、今、されているんですね。それをこういう公式なところでびしっと言い切っていいかなという気が、非常に私は危惧感があるんですね。この言葉そのものが誤解を生んで、いろいろなことになって、もしそれであれば、例えばここを国民の健康維持や回復に寄与する里山林における多様な活動を促進するといっても、十分関係者はわかるんですね。

非常に私もどうあるべきかということは迷いつつ、今、発言をさせていただくので、こうでなければならないということを言っているわけではないんですが、非常に危惧感を持ちながらこれを今、読ませていただいているという状況です。

すみません、ちょっとファジーな言い方で申しわけございません。

○木平会長 専門家として、セラピー学科の教授ですから、そういう危惧があると。この前からそういうことがありましたね。言葉が先行してしまう、そういうご意見、ありがとうございました。

これ以外の。横山委員、どうぞ。

○横山委員 今回の基本計画にどういうふうに盛り込むかということについて、私はこれから発言がちょっと難しいのかなと思うんですが、将来的に考えていただきたいことが1点あります。

それは、排出権取引をどういうふうはこの基本計画で位置づけているのかと。ご案内のように、京都メカニズムとの関係でいきますと、CDMみたいな形で、海外の植林活動に日本のお金が、企業のお金がかなり流れ込むと。その同じようなことで、吸収源活動を国内のところに森林整備等の企業のインセンティブを海外の森林整備に向かわずに、国内の森林整備に振り向けるような工夫なり制度設計というのは、どうやって考えられるんだろうかと。今後、恐らく京都メカニズムの中でCDMがかなり重要な、今度、京都議定書の後のことを考えても、そこが重要になると。その辺のところ、国内版のCDMというんでしょうか、そういうものの工夫がなされているのかと。あるいはその排出権取引でいくと、ある地方公共団体が一生懸命森林整備をすることで、市場で売り買いできるような、そういうメカニズムをどこかで組み込んでおく必要があるのではないかと。だから、これがこの全体の森林・林業基本計画の中でどうやってそれを盛り込むか、あるいは関係ないのか考えてみておいた方がいいのではないかと、この辺が何か私、申し上げていいのかどうか、ちょっとわからなかったんですが、いわゆるリユーバルユニットのRMUというようなものが、国際的な形で取引の対象になると。国内版の排出権のときに、吸収源活動による認定等についてどういうふうを考えて、基本計画の中にその芽を含んでおくのかと。この辺について、私、案が全然、自分の具体的なあれがありませんけれども、大きな流れの中で見ると、そういう目くばせも必要なのではないかというふうに考えていますと。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○恵委員 意見として、賛成の意見なんですけど、企業プラスNPOにとっても、市民活動として活動を保全した成果が何らかの形でCO₂の定着に貢献して活動状態がカウントされて、場合によってはそちらに大きな意味で、資金の流れやサポートが回るということになってくれば、ある意味では税金とか経済のメカニズムだけではなく、市民たちの動きにも動機づけになるといいですか、きちんとした活動費にならなくてもいいんですが、自分たちの植林活動や森林の手入れの活動のレベルが少しずつ、これからの団塊世代がいっぱい山に入っていく可能性があったときに、その状況や技術力に応じて把握できるという、そういう仕組みも研究を始めた方が、動きたいという人たちのモチベーションが継続するのではないかと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

どうぞ。

○海瀬委員 今のお話、非常に興味深くちょうだいしました。

私の方からなんですけれども、やはり民間の力をどうやって生かすかということが非常に大事な時代ではないかと、そう思っている中で、この前もちょっと申し上げたんですけれども、まだ9ページ、10ページあたりに「林業経営意欲が減退し」ということがばんばん書かれてしまっているんですね。私は林業団体の長をやっておりますけれども、どうやってそういう人たちに意欲を持たせるかということが、私の活動の中心になっていると思うんですけれども、余りこうやって書かれてしまいますと、その団体でもって話のしようがないと。国は民有林業者はあほだからあいつらに任しといてもだめだと、国がやはり主導権を持ってやらなければいけないというふうなとらえ方をされても、これはちょっと短絡的にとらえますと、そういうとらえ方をされてもやむを得ない表現かなというような気がします。

よく読み込みますとそうではなくて、こういう現状ですよということを言っているわけなんですけれども、そのところをちょっとご配慮いただければ非常にありがたいなと、そう思います。

○魚津委員 最初の現状のところだけ書いておけばいいですね。

○海瀬委員 そうです。

○木平会長 それでは、加倉井委員の方、どうぞ。

○加倉井委員 一言だけ。

先ほど太田委員のご意見をほとんど、大部分そうだろうなと思いながらお聞きしたんですが、1つだけ、森林と人工林の言葉の使い方ですが、これはプロというか、よくわかっている方へ

の言葉と、わかっていない人への言葉が、感覚が大分違います。

国民は、実は日本にも原始林というのがたくさんあるような気持ちがあつて、人工林というのは環境的なレベルの低いものみたいな、あるいは量が少ないものみたいな錯覚を起こしております、その錯覚を無視するかしないかということがありまして、その素人に言うんだったら、確かに森林の方がいいかなという気がしますし、プロに対して言うんだったら、林業の、いかに大事かということを暗示する意味でも人工林と言った方がいいだろうと思いますが、それ一律には考えられないと思いますね。それはやはりきちんと考えていただいて、だれに言うんだと、どういう意味で言いたいんだということを考えて、どちらかを決められたらいいと思います。

○太田委員 ちょっと関連して。お言葉ですけれども、そのあたりが、人工林が一応4割ですね。6割は一応簡単なあれで。間伐、枝打ち、天然林というか、天然生林もいろいろなことをやらなければいけないんですが、やはり森林というと、全部森林がむしろ間伐、枝打ちをやらなければいけないのかという形でとられたりいろいろするものですから、僕は一般の人に向けて人工林と森林全体との区別を言っていく時期ではないかという、逆に一般の人たちに対して、育成単層林なんてこれは全然だめですけれども、人工林ぐらいまではもう一般的な言葉として、むしろそれと、それから全部含めた森林等、だから、細かく全部チェックしてではないんですが、ある部分については人工林という言葉を使ってもいいのではないかというのが提案の趣旨でございます。

皆さんのご意見に従います。

○加倉井委員 専門家に全然逆らう気持ちはないんですが、国民の気持ちだけを言っております。それで、実は天然林というものと原始林と同じだと思っているんですよ、一般的には、国民はですね。日本にはその天然林というのをどう区別するかというのさえ知らないというのが、一般的な国民だと思いますね。ですから、今、おっしゃったように、天然林って何だというと、マスメディアの人間でも原始林のことではないかと多分考えていると思いますよ。だから、人工林、天然林、原始林という、そのような違いはわからないという人を前提にすればこうだという話をただけで、専門家に……

○太田委員 だから、私は広報が重要だと言っているんです。

かなり基本的な広報が重要だという、そこにつながっているんですが、個人的な考えです。

○木平会長 それでは、きょうは基本計画についてかなり多くの意見をいただきました。この

中には用語あるいは表現の問題として再検討した方がいいと、こういう種類のご意見と、それから少し中身というか、項目にかかわるようなことに関するご意見もございました。

表現の方については、その趣旨が明快なのでいいと思いますが、私は内容について指摘された事項を少し整理してみますと、1つは林道の問題だと思います。この林道の目標値というのを考える場合には、それが作業道を含むとか、あるいは作業路、あるいは公道を含むかと、そういうような問題もありますし、それから、それをどこに置くかという地形の問題もあるし、それからその経営の集約道もあるということで、必ずしも平均化して表現することは難しいわけですね。ただし、理論的に林道密度は0から100メートルぐらいまでであると思うんですよ。それをどこにとるかというのは、まさにその経営というか、条件によって違うということなので、そういうようなことを林道の密度、ぱっと一言で言わずに、少し説明した方がいいのではないかと。そうでないと、都道府県とか、そういう地方レベルの計画をするときにも、国のレベルに合わせましょうということになりかねないと思うので、この林道密度については、少し検討していただきたいと、こう思います。

それからこれは用語かと思いますが、用語解説が必要かどうか、これはご検討いただきたいと思います。

それから2番目には、今、最後に話がありましたけれども、山が、森林が荒廃しているとか間伐が必要だとか高齢級とかというのは、人工林の問題か、その森林全体の問題か、これは非常に重要だと思うんですよ。今までも森林の荒廃と言いながら、実は人工林の荒廃という色彩が私は強いと思うんですけれども、その表現の仕方ですね。加倉井委員のおっしゃるように、森林ということでぼんやりしながら、国民受けの内容にしていくのか、あるいはもう少しストレートに、今の問題は、深刻な問題は、人工林の手入れ不足ですよとか、荒廃ですよというように言い切ってしまうとか。これはかなり内容が分かれると思います。私個人としては、どちらかと言えば太田委員に近い考えを持っています。

それから3つ目は、広報の項目を挙げた方がいいかと。あるいは普及活動について、新しいものが必要だというようなことで、余りありきたりの、もちろんPRの必要性だとか、広報の普及活動の必要性と書いてあるんですけれども、そこについて、改めて強く明快に打ち出したらどうかと、太田委員あるいは鷲谷委員の指摘があったんですけれども、その点も重要な項目だと思います。

それから、これは世界の問題について、1つは外国産の木材の供給とか、あるいは資源の予測については増えていないけれども、これは重要なのではないかと、こういうご指摘と、それ

からもう1つは、それに係る、ちょっと読みますけれども、排出権の問題あるいは吸収源の問題というものを国内の林業経営、あるいはNPOの活用、そういったものとの結びつけと、動機づけということについて余り書いていないんだけど、それが必要なのではないかと、そういうようなご指摘が、内容にあったと思います。

私のまとめが少し偏っているかも知れませんが、その辺も含めて表現、用語のご検討を最終案までにしていきたいなと、こう思っております。

それでは、この森林・林業基本計画について、これからパブリックコメントをする必要があると考えております。したがって、今日いただきましたご意見について、最終的にパブリックコメントに出すべき基本計画案をこれからつくりまして、そして、その基本計画が読みやすく、わかりやすく、また全体を通じた調整が必要ではないかと、こう思います。

この調整の内容については、私、会長の方に一任いただき、今日のご意見を反映させた上でパブリックコメントの募集を行いたいと、こう思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り)

ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントに出すべき最終案というんですか、基本計画案につきまして、速やかに調整いたしまして、できるだけ早く委員の皆さんにお届けしたいと、こう思います。

それでは次の議題ですが、新たな基本計画の策定に伴う全国森林計画の変更につきまして、今回は変更計画の案につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○沼田計画課長 それではご説明させていただきたいと思います。

資料の2でございます。また、資料番号を振っておりませんが、現在、有効な全国森林計画の冊子で、お手元に用意させていただいております。

資料の2をご覧くださいと思います。

全国森林計画でございますが、前回、いわゆる森林計画の体系でありますとか主な変更点につきまして、概括的にご説明させていただきました。ちょっと重複する部分があるかもしれませんが、改めてご説明させていただきたいと存じます。

全国森林計画は、森林法に基づきまして、農林水産大臣が全国の森林について、5年ごとに、15年を1期として立てる計画でございますが、今、ご審議いただいております森林・林業基本計画で示した政策の方向でありますとか、目標でありますとか、そういったものの達成に向け

まして森林の整備・保全に関する具体的なものを計画するというものでございます。

現在の全国森林計画は、平成15年10月に立てたものでございまして、計画期間としては平成16年の4月から平成31年3月までの15年間ということになっております。

今回、新たな森林・林業基本計画を策定するというものでございますので、これに合わせて森林・林業基本計画の考え方を踏まえて変更をするというものでございます。主な変更点は1ページ以降に書いてございますけれども、項目のところをまずご覧いただければありがたいと思います。

全国森林計画の構成でございますが、最初にまえがきがございまして、それから一番初めの大きな項目として、森林の整備及び保全の目標、その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項ということで整理をいたしております。

次のページ、2つ目でございますけれども、森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項ということで、実際の施業実施に当たっての指針になるようなものを記述しております。

3番目、3ページ目でございますが、公益的機能別施業森林の整備に関する事項ということで、いわゆる3区分としておりますけれども、その中の「水土保持林」、それから「森林と人との共生林」といったものの設定の考え方でありまして、施業に関することを書いております。

それから、次の4ページでございます。大きな4つ目の項目でございますが、林道の開設等に関する事項。また、5番目に、森林施業の合理化に関する事項ということで、いわゆる合理的な森林整備の条件の整備を図るための取り組み方向ということで書いております。

それから、6番目が森林の土地の保全、7番目が保安林でありますとか、治山事業の関係、今までの7つの事項につきましては、森林法において計画事項として定められている項目でございます。

8番目につきましては、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に基づきまして、森林の保健機能の増進に関する事項ということを書いているというような状況でございます。

それで、今回、全国森林計画の変更案につきまして、ご説明させていただきたいと思っておりますので、次ページ以降に新旧対照といいますか、現行計画と、それから変更計画の案を左右対称で整理した資料を用意させていただきましたので、その次のページをおめくりいただければありがたいと思っております。

まず、基本的には森林・林業基本計画における考え方を踏まえまして、現行計画の記述を見まして足りないところ、修正すべきところといったものを、修正しているということでございます。

まず初めに、まえがきの部分でございます。

下線を引いておりますけれども、基本的な認識として、いわゆる人工林でございますけれども、その多くがいまだ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつあり、引き続き適切な施業を実施することにより、資源として本格的に利用が可能となる段階を迎えているという中で、国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備をするための分岐点となる時期を迎えていると、基本計画にもございますけれども、まずそういった認識を示した上で、次のパラグラフでございますけれども、従来から進めてきた若齢の森林の間伐に加えて、高齢級の森林についてもコストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施等を行いながら、立地条件でありますとか、国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林施業への誘導を計画的に実施するといった考え方を整理しております。

その次には、生物多様性の保全の記述をさらに明確化しておりますとともに、2ページの方でございますけれども、いわゆる京都議定書の関係でございますが、昨年の4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されておりますので、そういった目標達成計画を踏まえて森林の整備等の一層の推進を図るといったことを記述しております。

その次の段でございますけれども、先ほど森林セラピーの話がございましたが、そういった文言を入れさせていただいております。また、景観の保全とか花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要があるという整理をしております。

また、さらに大きな点でございますけれども、これからの森林整備の展開に当たって、施業の効率化、低コスト化を推進するための施業技術の普及と生産・加工・流通段階における各種の条件整備について、関係者が一体となって積極的に取り組む、こういった点をまえがきの部分で整理をしているというところでございます。

計画事項のⅠでございますが、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」というところでございまして、この中では特に3ページのところで、特に広葉樹林化、針広混交林化を含めて多様性に富む育成複層林の継続的な整備を行うというような記述を追加しているところでございます。

また、全国森林計画においては、この基本的な事項の中で、いわゆる整備保全の基本方針を3区分に応じて記述しておりますけれども、その中で、特に水土保持林なり、森林と人との共

生林のところでございますが、4ページのところに下線を引いておりますとおり、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するといったことを整理しているところでございます。

それから次、5ページになりまして、森林整備及び保全の目標ということで、この部分につきましては、従来どおりの記述で差し支えないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、8ページでございます。

ここのところで、森林整備及び保全の目標ということで、具体的な数字を掲載しております。全国森林計画におきましては、広域流域と申しまして、全国を44の区域に分けております。恐縮でございますが、お手元に御用意させていただきました全国森林計画のこの白い本を御覧いただきますと、この一番後ろのところに、全国森林計画の広域流域位置図というものでお示しさせていただいております。全国主だった流域で44に区分して、この流域を単位として森林整備の保全を図っていこうという基本的な考え方に立って進めているところでございます。

そういった全国の広域流域の中で、計画末の育成単層林、育成複層林、天然生林それぞれの面積といったものを目標として定めているわけでございます。

それで、現在の計画と大きく異なるという点は、森林・林業基本計画の方で、育成複層林の導入テンポを若干見直すようなことを考えておりますので、そういったことで、全体と而言えば育成単層林の面積というものが、現行の計画よりは増える、育成複層林は減り、天然生林は増えるという構造になっています。

それから、11ページでございます。

2番目の大きな計画事項で、「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」ということでございまして、こういった点の中では、特に高齢級の森林が増えるということ踏まえて、例えば長伐期化を図るだとか、あるいは間伐をきちんと実施する、そういったこと、また12ページでございますが、効率的な施業の実施という観点で、例えば柔軟な植栽本数の選択でありますとか、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用に適した効率的な施業の実施と、それから帯状、または群状の伐採等効率的な施業の実施と、こういったこともあらためて整理をしております。

それから13ページのところでございます。森林の保護・管理につきましては、基本計画の方でも記述しておりますけれども、野生鳥獣による森林被害対策というものを記述しているということでございます。

それから、14ページの下の方でございます。伐採立木材積及び造林面積に関する計画ということですが、具体的な伐採材積や造林面積については22ページに整理をさせていただいております。

全国森林計画は、先ほど申し上げましたように、全国44の広域流域ごとに、伐採立木材積でありますとか、造林面積あるいは林道の開設量といったものの計画量掲げまして、こういった数字に向けてそれぞれの地域が努力していただくようお願いをしているという状況でございますが、特に森林・林業基本計画の今回の考え方の中で、いわゆる長伐期化を進める、それと関連して各高齢級の間伐を増やしていくというようなことでもございますので、現行の計画と比べまして、伐採立木材積の傾向としては主伐の量が減少し、間伐の量が増加するといった状況になっております。したがって、主伐の減少に伴い人工造林及び天然更新の面積は減少し、林道の開設量につきましても若干減少するというような構造になっております。

それから、14ページ、15ページに戻っていただきまして、公益的機能別施業森林の整備に関する事項ということでございますが、これも基本計画に合わせまして、国民のニーズでありますとか、あるいは企業の参画、地域住民と都市住民の連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進と、こういった文言を整理させていただいております。

17ページでございます。

17ページに「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」という形で整理をいたしておりますが、特に17ページの左側の下の方でございますが、林道の関係で、いわゆる重点化なり効率化を図っていく必要があるというようなこともございまして、開設に当たって森林の利用形態に応じた規格・構造の柔軟な選択でありますとか、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する、あるいはコスト縮減を図って計画、設計及び施工すべての段階における周囲の環境との調和を図ること、さらには、路網の整備と高性能林業機械の導入と組み合わせた効率的な作業システムの普及定着を図ることといった記述を追加して整理をしているところでございます。

18ページで、「森林施業の合理化に関する事項」ということでございまして、こういった点につきましては、例えば施業の取りまとめでありますとか、施業内容やコストを明示する提案型の施業、さらには新規就労者の対策ないし林業機械化の推進ということを、また、19ページの方にいわゆる低コスト・高能率な作業システムの整備というようなことを整理をいたしております。

また、19ページの3つめのパラグラフで「この場合」以下に書いておりますけれども、林業機械の導入の必要な路網の整備については、より効率的に森林施業のための路網に重点化を図

るといったことを整理しているところでございます。

それから、20ページ以降の、「保安施設に関する事項」というところでございますが、21ページに治山事業の関係で、国民の安全・安心の確保を図るというようなことで、基本計画と同様な記述をしているというところでございます。

以上、概括的に申し上げましたけれども、基本は森林・林業基本計画の記述ぶりを踏まえて表現ぶりを訂正しているということでございます。そして、具体的な数字につきましては、森林・林業基本計画におきます目標数値を踏まえて、全国森林計画が適合するように数字を再整理をしているということでございます。

そういったことでございまして、この全国森林計画につきましても、私どもといたしましては、森林・林業基本計画の案と合わせて、パブリックコメントによって一般から意見を伺うこととしたいというふうに考えております。引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

全国森林計画の変更について、これは基本計画に合わせて最終案をつくっていただくというのですが、これについて委員の皆さんの方からご意見なりご質問があればお受けいたします。

○池淵委員 さっきからパブリックコメントというお話が出て、こたえられるということなんです。前回もやられたというふうにお伺いしておりますけれども、パブリックコメントの回収というか、件数というか、どんな階層からどれだけきているのか、それから、先ほどおっしゃった各ブロックごとにいるときに、それがさっき広報とかPRとか参加型とか、そういう形でタスクが出てきているんですけども、実行の場合において、パブリックコメントから上がってくる階層とか、件数とか、そういったものはどのぐらいの到達度というか、そういうふうになっているのか、それをちょっと参考のためにお聞かせ願えればありがたいなと思っております。

○木平会長 それでは過去のあれですね、比較的近い場合の、パブリックコメントの方法としては、多分ホームページ、それから各地方機関への掲示、配布、そういうものだと思います。それに対してケース、ケースですけども、100件ぐらい返ってきたとか、どういうグループ、団体から返ってきた、詳細な報告が毎回あるんですけども、もちろん私、データを覚えていませんので、もしわかるのであれば、それからそれがどう処理されたかと。処理も講じました。それを完全に文書として取り入れました。それから、その内容は既に計画に入っているのです。大丈夫ですよとか、ちょっとこの計画は無理なので取り入れませんと。

○池淵委員 回答が出されるの。

○木平会長 必ず出されます。

○沼田計画課長 パブリックコメントのやり方でございますけれども、まず、例えば基本計画、全国森林計画の場合でございますが、そのペーパーをもちろん公表するわけですが、1つは、いわゆるプレスの発表をまずやります。それから、インターネットにも載せるというようなことをやっておりますし、必要があればそこからすぐ引き出せるような構造になっております。それから、各関係機関にもお知らせをしているというようなことでございます。

パブリックコメントの期間がどのぐらいかは、それぞれ違うと思いますけれども、そういった期間の中で、寄せられた意見というのは随時受けつけるような仕組みになっておりまして、いただいた意見につきましては、私どもが整理をいたしまして、それで大概の場合、次の審議会なり次のいろいろな委員会がございますけれども、そういった意見にどういうふうに対応したか、例えば意見を取り入れて修正したとか、意見の趣旨はもうここに記述されているので十分反映されているとか、これはちょっと今後の検討が必要ですか、いろいろな段階がございますけれども、そういったパブリックコメントで寄せられた意見について、どういう対応をしたかということを、いわゆる書類ベースで整理をいたしまして、それをまたさらに委員会なり審議会に報告をしてご説明するということになっております。

そういったことで、ある意味、かなり透明性を持って私どもとしてはやっているつもりです。

○池淵委員 いろいろなところでやっているんですけども、関心のある人と、それからアクセスのしやすさ、いろいろあるのと、発掘型になり得ない、あるいは件数化したら物すごく少ないとか、そういう事例もいろいろ見るものですので、そういう意味でこのパブリックコメントは成熟したと言われているというふうにお聞きしたんで安心しております。

○木平会長 パブリックコメントについては、方法についてはどちらかというと淡泊なんですけれども、一応やっておられるし、それから、その処理についても明快というか、公開性があると思います。

しかし、実態としては、それに対する関心というのは多くないということなので、まだ、このパブリックコメントというのは、この森林分野で成熟しているという状態ではないと思います。したがって、このコメントの募集する方法とか、あるいは常日ごろの広報とか、情報発信とか、そういうのは非常に重要だと思います。多分、このパブリックコメントのときだけ頑張っても、多くの人は当然関心が出るわけではないと思います。したがって、ふだんの付き合いというか、いかに情報提供というのが重要ではないかということだと私は感じており

ます。

どうぞ。

○有馬委員 全国森林計画の変更案を拝見いたしまして、こっちの森林・林業基本計画の方との関連で、やはりこういうことでよろしいのかということの確認みたいなものなんですが、基本計画の林産物の供給と利用の目標のところに、計画等が進行した段階でこれは達成できると、数値目標は一応されているわけですね、量的な。ということは、これを見ると、この計画が特に今回の計画の中で重点的にこう書かれているのは、やはり林道のところ等が非常に力が入っているような思いがするんですけども、大体そういうぐあいに解釈してよろしいんでしょうかということが1つと、それと、どういうことかと言いますと、結局、量が出るか出ないかという話は、それから量の問題と、それから質の問題というのは、山との関係で、それと使う側との両方のにらめっこみたいなのところから来ているわけですね。

それから、コストダウンのことも、結局そこにつながっているということですので、私が一番気にしておりますのは、基本計画における目標の意義だとか、それから目標の定め方のところの文脈なんですけれども、それがやや言いわけめいて、ちょっと文章が長くなっているような気がするんですね。この文章の中がですね。むしろ引っくり返した方がいいような文脈がたくさんあるように私はちょっと感じました。特に長くて読みにくいとか。

ということは、そういうことをちょっと考えますと、こちらの目標の意義のところを、やはり森林計画に依拠しての話が非常に強く出てきているわけですから、その姿勢をもう少しはっきり書いておいた方がいいのではないかなという印象を持ちました。よく読めば、これで間違いないんだなということはよくわかるんですけども、こちらの言っていることと、これとかセットになっているんだなというのがよくわかるし、予算的な配置の問題も多分あるんだなということはよくわかるんですけども、ちょっとこのところが目標と、それから意義のところとがややこちらが引けているような感じがいたしますので、今回の全国森林計画の方が非常にはっきりしておりますので、基本計画においてももう少しそういったところを強く出していただいた方がいいのではないかと、これは印象ですので、これはちょっとよく意味がおわかりにならなかったら、あとでもう一回具体的にお話ししますけれども。

○木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○横山委員 先ほど会長がおまとめになったこととも関連するんですが、路網と、それから林道の話なのでございますが、この全国森林計画の変更ということで見ますと、17ページから18

ページにかけて新旧対照されているんですが、その現行でもおおむねその路網の目標値としては、1ヘクタール50メートルということで、今度の新たな計画では機械をかなり高度化するとか、その構造自体変わっている、路網の整備の仕方も変わっていると。そういうときに同じ目標なのかという疑問に、恐らくぶつかるのではないかと。

それからあと、この全国森林計画の計画自体を現行と、それから変更の新たなものを見ましても、本文中にターゲットとして数値が書かれている箇所はこの部分だけのような気がするんですね。あとは表になっていますけれども、本文中で目標値が書かれていると。それはかなり明確な目標というメッセージになると思いますので、そうすると、現行のときの数値の裏づけですね。50メートルというものの裏づけをしっかりとっておいていただきたいと。今回、路網の整理の仕方が変わって、機械の導入に合わせて効率的な作業システムをつくっていくときの、その50メートルの裏づけと同じなのかどうかということです。

それから、先ほどの議論で、その基本計画案の方でも、魚津委員の方からも出ましたように、その望ましい林道の延長の目安は26万キロになると。これの、やはり数値が出たときの裏づけをどこかでしっかりとっておいていただきたいという意見です。

○木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○早坂委員 用語を教えてくださいんですけども、4ページのアンダーラインを引いているところの「天然力を活用した施業」という言葉があるんですけども、具体的に天然力を活用した施業はどういうものなのか教えてくださいたいと。

それからもう1つ、18ページの真ん中にある「意欲ある森林組合」のという言葉が、林業経営体から変わって、森林組合という言葉が入ったんですけども、その意味も教えてくださいたいと思います。

○木平会長 それではお願いいたします。

○沼田計画課長 まず4ページの天然力を活用した施業ということでございますが、これは、例えば天然更新をするような場合、種が落ちて、それから稚樹が生えてくる、そういった天然更新がやりやすくなるように笹を刈り払ったり、それから地面をちょっと搔いて定着しやすくしたり、そういった自然に稚樹が発生する力といいますか、そういったものを基本的には使いながら、それが更新しやすいような環境をつくってやるとか、そういったものを含んで、「天然力を活用した施業」というようにっております。

それから、18ページでございますが、これは先ほど、いわゆる森林経営の話で、事業体の話

がございましたけれども、基本計画の方でもそういった森林組合等の林業事業体ということで、基本計画の方でも整理していたものですから、そういった文言で統一的に整理をしたということが実際でございますが、やはりいろいろな林業事業体の中で、いろいろなバリエーションと
いいですか、いろいろな方々がいらっしゃるかとは思っておりますけれども、その1つの事例として、より具体的に表現したというような意味合いだと理解していただければと思っております。

○木平会長 恵委員、どうぞ。

○恵委員 22ページの計画量の今度の計画内容の数値ですが、前回の白い冊子の本に比べて、例えば、伐採立木の材積の部分と、全国のトータル、主伐は相当減っていて、間伐が相当増えていると、いいかげんな言葉で申しわけない、増えていますね。ということは、日本全国でいくと、主伐よりは間伐に積極的に力を入れるという政策的な意図がここから読み取れるというふうな解釈してよろしいんですか。

○木平会長 よろしいでしょうか。

○沼田計画課長 具体的な変化量をご説明していなくて申しわけございませんでした。

22ページでございますが、今、先生がおっしゃいましたように、伐採立木材積のところで、総数と主伐、間伐の15年間の量でございますけれども、この数字といたしております。

現在の計画に比べまして、主伐が現在の数字に比べて約7割水準、3割落ちております。逆に間伐は4割近く増えているということでございます。基本的には、伐期の長期化を図りながら、高齢級の間伐がを推進していくというようなことがございますので、そういった資源の構成なり施策の考え方というものを踏まえて、今回の変更案でお示したように、間伐の割合が現行計画よりはかなり高まるというふうに考えているところでございます。

○木平会長 よろしいですか。

それでは、ここらで全国森林計画の変更案についてまとめていきたいと思いますが、林道の目標値について、ヘクタール当たり50メートル、26万キロ、こういうものの裏づけについても説明いただきたいと、こういうご意見があったと思います。

それでは、そういったご意見を含めて、最終的な全国森林計画案をつくっていただいて、その後パブリックコメントにかけたいと思いますが、その修正の表現については会長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り)

ありがとうございます。

それでは最後に、審議日程について事務局よりお願いいたします。

○岡田企画課長 資料の3をご覧いただきたいと思います。

審議日程の案でございます。基本計画の案につきましては、本日のご意見を反映させた上で、8月上旬までパブリックコメントを行い、先ほどのご指摘にございますとおり、広く国民から意見、情報を募集いたしまして、これを考慮した上で最終案を作成するというふうにいたしております。

反映状況につきましては、まとめ次第、各委員へ送付いたしまして、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回は8月28日の月曜日、14時からこの場所で開会をし、パブリックコメントの結果概要をご説明し、ご審議いただいた上で、新たな基本計画の案及び全国森林計画の案の農林水産大臣への答申をお願いしたいと考えておりますので、ご出席の方、よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

それ以外に、何か委員の方からご意見があれば。

よろしいでしょうか。

それでは、今回はパブリックコメントの結果の審議、その上で農林水産大臣への答申を行うということになっておりますので、ぜひご出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時59分 閉会